

(別添)「社会福祉主事養成機関が社会福祉士養成施設等との併修を行う場合における教育科目の読替の範囲等について」の一部改正

改正後	現行
<p style="text-align: right;">社援発第0731003号 平成20年7月31日</p> <p style="text-align: center;">(最終改正) 社援発0306第29号 令和2年3月2日</p> <p>都道府県知事 各 政令指定都市長 殿 中核市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局長</p> <p style="text-align: center;">社会福祉主事養成機関が社会福祉士養成施設等との併修を行う 場合における教育科目の読替の範囲等について</p> <p>社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項第2号の規定に基づく社会福祉主事養成機関の教育科目については、「社会福祉主事養成機関等指定規則」（平成12年厚生省令第53号）により定められているところですが、今般、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）が改正され、社会福祉士養成課程及び介護福祉士養成課程における教育科目が見直されたことに伴い、従来より運用されてきた社会福祉主事養成機関が社会福祉士養成施設等との併修を行う場合の当該社会福祉主事養成機関の教育科目について読替のできる範囲等を別添のとおり見直すこととし、平成21年4月1日より適用することとしましたので、参考まで通知します。</p> <p>また、本通知の施行に伴い、社会福祉法第19条第1項第2号に基づく社会福祉主事養成機関の教育科目の読替の範囲等について（平成12年3月31日付け社援第807号厚生省社会局長通知。以下「旧通知」という。）は廃止します。</p> <p>なお、旧通知に基づき、既に読み替えられた科目については、なお従前の例によることとします。</p>	<p style="text-align: right;">社援発第0731003号 平成20年7月31日</p> <p>都道府県知事 各 政令指定都市長 殿 中核市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局長</p> <p style="text-align: center;">社会福祉主事養成機関が社会福祉士養成施設等との併修を行う 場合における教育科目の読替の範囲等について</p> <p>社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項第2号の規定に基づく社会福祉主事養成機関の教育科目については、「社会福祉主事養成機関等指定規則」（平成12年厚生省令第53号）により定められているところですが、今般、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）が改正され、社会福祉士養成課程及び介護福祉士養成課程における教育科目が見直されたことに伴い、従来より運用されてきた社会福祉主事養成機関が社会福祉士養成施設等との併修を行う場合の当該社会福祉主事養成機関の教育科目について読替のできる範囲等を別添のとおり見直すこととし、平成21年4月1日より適用することとしましたので、参考まで通知します。</p> <p>また、本通知の施行に伴い、社会福祉法第19条第1項第2号に基づく社会福祉主事養成機関の教育科目の読替の範囲等について（平成12年3月31日付け社援第807号厚生省社会局長通知。以下「旧通知」という。）は廃止します。</p> <p>なお、旧通知に基づき、既に読み替えられた科目については、なお従前の例によることとします。</p>

別添 社会福祉主事養成機関が社会福祉士養成施設等との併修を行う場合における教育科目の読替の範囲等				別添 社会福祉主事養成機関が社会福祉士養成施設等との併修を行う場合における教育科目の読替の範囲等			
1 社会福祉士一般養成施設等と併修する場合 社会福祉主事養成機関が、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第7条第3号に規定する社会福祉士一般養成施設等と併修を行う場合における教育科目の読替の範囲及び時間数については、次表のとおりとする。				1 社会福祉士一般養成施設等と併修する場合 社会福祉主事養成機関が、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第7条第3号に規定する社会福祉士一般養成施設等と併修を行う場合における教育科目の読替の範囲及び時間数については、次表のとおりとする。			
社会福祉主事養成機関の科目名	読み替えられる社会福祉士一般養成施設の科目名	時間数	備考	社会福祉主事養成機関の科目名	読み替えられる社会福祉士一般養成施設の科目名	時間数	備考
社会福祉概論（60）	社会福祉の原理と政策	60		社会福祉概論（60）	現代社会と福祉	60	
社会福祉行政論（30）	社会福祉行政論（※）	30		社会福祉行政論（30）	福祉行政と福祉計画	30	
社会保障論（30）	社会保障	60	主事+30	社会保障論（30）	社会保障	60	主事+30
公的扶助論（30）	貧困に対する支援	30		公的扶助論（30）	低所得者に対する支援と生活保護制度	30	
老人福祉論（60）	高齢者福祉	30	主事-30	老人福祉論（60）	高齢者に対する支援と介護保険制度	60	
障害者福祉論（60）	障害者福祉	30	主事-30	障害者福祉論（60）	障害者に対する支援と障害者自立支援制度	60	
児童福祉論（30）	児童・家庭福祉	30	主事-30	児童福祉論（30）	児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	30	
家庭福祉論（30）							
地域福祉論（30）	地域福祉と包括的支援体制	60	主事+30	地域福祉論（30）	地域福祉の理論と方法	60	主事+30
社会福祉援助技術論（30）	ソーシャルワークの基盤と専門職	30	主事+150	社会福祉援助技術論（30）	相談援助の基盤と専門職	60	主事+150
	ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	30					
	ソーシャルワークの理論と方法	60					
	ソーシャルワークの理論と方法（専門）	60					
社会福祉援助技術演習（60）	ソーシャルワーク演習	30	主事+90	社会福祉援助技術演習（60）	相談援助演習	150	主事+90
	ソーシャルワーク演習（専門）	120					
福祉事務所運営論（30）	福祉事務所運営論（※）	30		福祉事務所運営論（30）	福祉事務所運営論（※）	30	
社会福祉施設経営論（60）	福祉サービスの組織と経営	60		社会福祉施設経営論（60）	福祉サービスの組織と経営	60	
保健体育・レクリエーション（60）	保健体育・レクリエーション（※）	60		保健体育・レクリエーション（60）	保健体育・レクリエーション（※）	60	
介護概論（60）	介護概論（※）	60		介護概論（60）	介護概論（※）	60	
医学一般（30）	医学概論	30	主事+30	医学一般（30）	人体の構造と機能及び疾病	30	主事+30
	保健医療と福祉	30			保健医療サービス	30	
法学（30）	権利擁護を支える法制度	30		法学（30）	権利擁護と成年後見制度	30	
経済学（30）	経済学（※）	30		経済学（30）	経済学（※）	30	
社会学（30）	社会学と社会システム	30		社会学（30）	社会理論と社会システム	30	

心理学 (30)	心理学と心理的支援	30	
社会福祉現場実習 (180)	ソーシャルワーク実習	240	主事+60
社会福祉現場実習指導 (90)	ソーシャルワーク実習指導	90	
その他 (420)	社会福祉調査の基礎	30	
	(削除)	(削除)	
	刑事司法と福祉	30	
	その他	30	
合計		1,470	

(注) ※印については、社会福祉主事養成に係る科目として社会福祉士養成に係る科目に上乗せして行わなければならない科目名を示す。

2 介護福祉士養成施設等と併修する場合

社会福祉主事養成機関が、**法第40条第1項**に規定する厚生労働大臣の指定した学校又は**都道府県知事**の指定した養成施設（以下「介護福祉士養成施設等」という。）と併修を行う場合における教育科目の読替の範囲及び時間数については、次表のとおりとする。

社会福祉主事養成機関 の科目名	読み替えられる介護福祉士 一般養成施設の科目名	時間数	備考
社会福祉行政論 (30)	領域「人間と社会」の科目として 各養成施設が編成した科目全て	240	
社会保障論 (30)			
公的扶助論 (30)			
家庭福祉論 (30)			
社会学 (30)			
社会福祉概論 (60)	領域「介護」の科目として各養成 施設が編成した科目全て	1,260	
老人福祉論 (60)			
障害者福祉論 (60)			
社会福祉援助技術論 (30)			
保健体育・レクリエーション(60)			
介護概論 (60)	領域「こころとからだのしくみ」 の科目として各養成施設が編成 した科目全て	300	
医学一般 (30)			
心理学 (30)	児童福祉論 (※)	30	
児童福祉論 (30)	地域福祉論 (※)	30	
社会福祉援助技術演習 (60)	社会福祉援助技術演習 (※)	30	主事-30
福祉事務所運営論 (30)	福祉事務所運営論 (※)	30	
社会福祉施設経営論 (60)	社会福祉施設経営論 (※)	60	
法学 (30)	法学 (※)	30	
経済学 (30)	経済学 (※)	30	
社会福祉現場実習 (180)	社会福祉現場実習 (※)	90	主事-90
社会福祉現場実習指導 (90)	社会福祉現場実習指導 (※)	60	主事-30
その他 (420)	その他	0	

心理学 (30)	心理学理論と心理的支援	30	
社会福祉現場実習 (180)	相談援助実習	180	
社会福祉現場実習指導 (90)	相談援助実習指導	90	
その他 (420)	社会調査の基礎	30	
	就労支援サービス	15	
	更生保護制度	15	
	その他	30	
合計		1,500	

(注) ※印については、社会福祉主事養成に係る科目として社会福祉士養成に係る科目に上乗せして行わなければならない科目名を示す。

2 介護福祉士養成施設等と併修する場合

社会福祉主事養成機関が、**法第39条第1項**に規定する厚生労働大臣の指定した学校又は**厚生労働大臣**の指定した養成施設（以下「介護福祉士養成施設等」という。）と併修を行う場合における教育科目の読替の範囲及び時間数については、次表のとおりとする。

社会福祉主事養成機関 の科目名	読み替えられる介護福祉士 一般養成施設の科目名	時間数	備考
社会福祉行政論 (30)	領域「人間と社会」の科目として 各養成施設が編成した科目全て	240	
社会保障論 (30)			
公的扶助論 (30)			
家庭福祉論 (30)			
社会学 (30)			
社会福祉概論 (60)	領域「介護」の科目として各養成 施設が編成した科目全て	1,260	
老人福祉論 (60)			
障害者福祉論 (60)			
社会福祉援助技術論 (30)			
保健体育・レクリエーション(60)			
介護概論 (60)	領域「こころとからだのしくみ」 の科目として各養成施設が編成 した科目全て	300	
医学一般 (30)			
心理学 (30)	児童福祉論 (※)	30	
児童福祉論 (30)	地域福祉論 (※)	30	
社会福祉援助技術演習 (60)	社会福祉援助技術演習 (※)	30	主事-30
福祉事務所運営論 (30)	福祉事務所運営論 (※)	30	
社会福祉施設経営論 (60)	社会福祉施設経営論 (※)	60	
法学 (30)	法学 (※)	30	
経済学 (30)	経済学 (※)	30	
社会福祉現場実習 (180)	社会福祉現場実習 (※)	90	主事-90
社会福祉現場実習指導 (90)	社会福祉現場実習指導 (※)	60	主事-30
その他 (420)	その他	0	

合計		2,190	
(注) ※印については、社会福祉主事養成に係る科目として介護福祉士養成に係る科目に上乗せして行わなければならない科目名を示す。			
3 精神保健福祉士一般養成施設等と併修する場合			
社会福祉主事養成機関が、精神保健福祉士法第7条第3号に規定する精神保健福祉士一般養成施設等と併修を行う場合における教育科目の読替の範囲及び時間数については、次表のとおりとする。			
社会福祉主事養成機関 の科目名	読み替えられる精神保健福祉士 一般養成施設の科目名	時間数	備考
社会福祉概論(60)	社会福祉の原理と政策	60	
社会福祉行政論(30)	社会福祉行政論(※)	30	
社会保障論(30)	社会保障	60	主事+30
公的扶助論(30)	公的扶助論(※)	30	
老人福祉論(60)	老人福祉論(※)	60	
障害者福祉論(60)	障害者福祉論(※)	60	
児童福祉論(30)	児童福祉論(※)	30	
家庭福祉論(30)	家庭福祉論(※)	30	
地域福祉論(30)	地域福祉と包括的支援体制	60	主事+30
社会福祉援助技術論(30)	社会福祉援助技術論(※)	30	
社会福祉援助技術演習(60)	社会福祉援助技術演習(※)	30	主事+30
	ソーシャルワーク演習(専門)	60	
福祉事務所運営論(30)	福祉事務所運営論(※)	30	
社会福祉施設経営論(60)	社会福祉施設経営論(※)	60	
保健体育・レクリエーション(60)	保健体育・レクリエーション(※)	60	
介護概論(60)	介護概論(※)	60	
医学一般(30)	医学概論	30	
法学(30)	権利擁護を支える法制度	30	
経済学(30)	経済学(※)	30	
社会学(30)	社会学と社会システム	30	
心理学(30)	心理学と心理的支援	30	
社会福祉現場実習(180)	社会福祉現場実習(※)	120	主事+120
	ソーシャルワーク実習	210	
社会福祉現場実習指導(90)	社会福祉現場実習指導(※)	60	
その他(420)	その他	0	

合計		2,190	
(注) ※印については、社会福祉主事養成に係る科目として介護福祉士養成に係る科目に上乗せして行わなければならない科目名を示す。			
3 精神保健福祉士一般養成施設等と併修する場合			
社会福祉主事養成機関が、精神保健福祉士法第7条第3号に規定する精神保健福祉士一般養成施設等と併修を行う場合における教育科目の読替の範囲及び時間数については、次表のとおりとする。			
社会福祉主事養成機関 の科目名	読み替えられる精神保健福祉士 一般養成施設の科目名	時間数	備考
社会福祉概論(60)	現代社会と福祉	60	
社会福祉行政論(30)	福祉行政と福祉計画	30	
社会保障論(30)	社会保障	60	主事+30
公的扶助論(30)	低所得者に対する支援と生活保護制度	30	
老人福祉論(60)	老人福祉論(※)	60	
障害者福祉論(60)	精神保健福祉論	90	主事+30
児童福祉論(30)	児童福祉論(※)	30	
家庭福祉論(30)	家庭福祉論(※)	30	
地域福祉論(30)	地域福祉の理論と方法	60	主事+30
社会福祉援助技術論(30)	社会福祉援助技術論(※)	30	
社会福祉援助技術演習(60)	社会福祉援助技術演習(※)	30	主事+30
	精神保健福祉援助演習	60	
福祉事務所運営論(30)	福祉事務所運営論(※)	30	
社会福祉施設経営論(60)	社会福祉施設経営論(※)	60	
保健体育・レクリエーション(60)	保健体育・レクリエーション(※)	60	
介護概論(60)	介護概論(※)	60	
医学一般(30)	人体の構造と機能及び疾病	30	主事+30
	保健医療サービス	30	
法学(30)	権利擁護と成年後見制度	30	
経済学(30)	経済学(※)	30	
社会学(30)	社会理論と社会システム	30	
心理学(30)	心理学理論と心理的支援	30	
社会福祉現場実習(180)	社会福祉現場実習(※)	120	主事+180
	精神保健福祉援助実習	270	
社会福祉現場実習指導(90)	社会福祉現場実習指導(※)	60	
その他(420)	精神医学	60	
	精神保健学	60	
	精神科リハビリテーション学	60	
	精神保健福祉援助技術総論	60	

合計		1320	
<p>(注) ※印については、社会福祉主事養成に係る科目として精神保健福祉士養成に係る科目に上乗せして行わなければならない科目名を示す。</p>			

	精神保健福祉援助技術各論	60	
合計		1,710	
<p>(注) ※印については、社会福祉主事養成に係る科目として精神保健福祉士養成に係る科目に上乗せして行わなければならない科目名を示す。</p>			

